

令和7年2月15日

## 公告

防衛省共済組合遠軽支部

支部長 廣瀬 公洋



陸上自衛隊遠軽駐屯地内において自動販売機を設置し、経営を行う業者を下記のとおり募集しますので、説明会に参加され関係事項を承知の上、申し込みください。

### 記

#### 1 公募に付す事項

(1) 業務件名

自動販売機（軽食）の設置及び経営業務

(2) 契約期間

本部長承認～令和8年3月31日までの間

ただし、契約期間満了後も引続き経営を希望する場合で、防衛省共済組合遠軽支部長が必要と判断した場合は、1年間更新するものとし、5年以内の適宜の時期に経営委託業者を見直した場合は、契約を終了とします。

#### 2 申込参加者の資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもので、かつ、(3)から(13)に該当する者

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2) 次のア、イに該当するもの。

ア 営業に必要な許可証を保有していること、又は本部長承認までに取得可能なこと。

イ 良好な営業実績があること。

(3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく業務の全てを自社で遂行できること。

(5) 第6項「業者説明会」に参加した者

(6) 仕様書の全記載事項を遵守できること。

- (7) 契約書（案）の全記載事項を遵守できること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (9) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているものではないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(12)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 管理手数料

管理手数料は月額とし、月間売上高に5%を乗じて得た金額とする。  
なお、電気料金等は別途徴収する。

### 4 設置台数

自動販売機（軽食を取り扱うもの）：2台

### 5 公募期間

令和7年2月15日（土）から令和7年2月28日（金）午後5時まで

### 6 業者説明会日時

- (1) 日 時：令和7年3月3日（月） 午後3時から
- (2) 場 所：北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地  
陸上自衛隊遠軽駐屯地 厚生センター図書室
- (3) その他

ア 説明会当日配布の募集要領、仕様書等により細部説明します。



イ 説明会参加希望者（各業者2名以内）は、令和7年2月28日（金）午後5時までに、付紙「業者説明会参加申込書」に記入の上、第8項「問い合わせ先」まで郵送又は持参してください。

ウ 本説明会に参加されない業者は、公募に参加できません。

#### 7 申込者の選定

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、採否を決定します。

#### 8 問い合わせ先

(1) 所在地：〒099-0411

北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地

防衛省共済組合遠軽支部

(2) 担当：木下（電話：0158-42-5275 内線326）